

改正

令和3年4月15日訓令第5号

令和4年4月28日訓令第8号

令和4年7月1日訓令第12号

日出町行政評価実施規程

(目的)

**第1条** この規程は、町の施策、基本事業及び事務事業に係る行政評価並びにこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、町政の透明性の確保と行政サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な行政経営を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 政策（行政経営における特定の目的を実現するための基本的な方針をいう。）を実現するための個々の具体的な方針をいう。
- (2) 基本事業 施策の目標を達成するために実施する事業で、複数の事務事業のまとまりをいう。
- (3) 事務事業 基本事業の目標を達成するために実施する個々の基礎的な事業をいう。
- (4) 行政評価 行政経営における施策及び事務事業について、有効性、効率性、必要性等の観点から効果を分析し、検証を行うことをいう。

(行政評価の基本的な方針)

**第3条** 行政評価は、町民の行政需要、施策、基本事業及び事務事業の効果を見極めながら、当該行政活動の特性に応じて、適切かつ合理的な手法を用いて客観的に行うこととする。

- 2 行政評価の実施に当たっては、その客観性及び信頼性を確保するため、必要に応じて、日出町行財政改革審議会の意見を聴き、その意見を反映させるものとする。
- 3 行政評価の結果は、随時公表し、町政に関する透明性の向上を図るものとする。
- 4 行政評価の結果は、行政活動に適切に反映させ、その改善及び見直しを図るものとする。
- 5 職員は、その所管する施策、基本事業及び事務事業の行政評価の結果に基づき、常に見直すとともに、自ら行政経営に関する意識改革を図るものとする。

(行政評価の種類)

**第4条** 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価
- (2) 基本事業評価
- (3) 事務事業評価
- (4) その他町長が必要と認める評価

(行政評価の方法)

**第5条** 行政評価は、1次評価、2次評価及び日出町行財政改革審議会による評価（以下「外部評価」という。）により実施するものとする。

- 2 1次評価は、評価の対象となる基本事業及び事務事業を所管している各課等が実施する評価とする。
- 3 2次評価は、評価の対象となる施策、基本事業及び事務事業について、全庁的な観点から、日出町行政評価会議が実施する評価とする。
- 4 外部評価は、行政評価の客観性、信頼性を確保するため、日出町行財政改革審議会が実施する評価とする。
- 5 行政評価は、町民への意識調査による結果を活用するものとする。
- 6 行政評価の手法、実施時期その他必要な事項は、町の財政状況、社会経済情勢等を踏まえて、毎年度、町長が別に定める。

(日出町行政評価会議の設置)

**第6条** 前条第1項に規定する2次評価を実施するため、日出町行政評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(評価会議の構成)

**第7条** 評価会議は、副町長、総務課長、財政課長、政策企画課長及び必要に応じ町長が指名した者により組織する。

2 評価会議は、副町長が主宰し、会議の議長となる。

3 議長は、必要があると認めるときは、評価会議の構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 議長は、行政評価が実施されたときは、その結果をとりまとめ、町長に報告しなければならない。

5 政策企画課長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(外部評価)

**第8条** 町長は、町が実施した2次評価の結果について、必要と認めた場合、日出町行財政改革審議会に諮問し、外部評価を必要な都度実施するものとする。

(評価結果の公表及び報告書の作成)

**第9条** 行政評価の結果は、原則として公表するものとする。

2 前項の規定により公表された評価結果等に対し、町民から寄せられた意見、提案等は、評価結果の分析とともに報告書にまとめ、毎年1回、公開するものとする。

(評価結果の反映)

**第10条** 町長は、評価結果、町民からの意見、提案等に基づき、施策、基本事業又は事務事業の見直しを行い、次年度以降の予算、施策、基本事業及び事務事業の実施に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

**第11条** 行政評価に関する庶務は、政策企画課において行うものとする。

(その他)

**第12条** この規程に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令達の日から施行する。

**附 則** (令和3年4月15日訓令第5号)

この訓令は、令達の日から施行する。

**附 則** (令和4年4月28日訓令第8号)

この訓令は、令和4年5月1日から施行する。

**附 則** (令和4年7月1日訓令第12号)

この訓令は、令達の日から施行する。